

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 24 日

都道府県
各 指定都市 認定こども園担当課 御中
中 核 市

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

新型コロナウイルス感染症対策のために認定こども園において登園自粛や臨時休園
を行う場合の配慮が必要な園児への対応について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。
ます。

認定こども園については、園児本人が感染した場合等における臨時休業や、地域全体での感染拡大を防止することを目的とした臨時休業に係る考え方については、これまで、「認定こども園における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」（令和 2 年 2 月 25 日付け事務連絡）等でお示ししたとおりですが、このたび、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症対策のために保育所等において登園自粛や臨時休園を行う場合の配慮が必要な子どもへの対応について」（令和 2 年 4 月 24 日付け事務連絡）が別添のとおり発出されましたのでお知らせします。

つきましては、当該事務連絡の内容をご確認の上、適切に対応いただくようお願いいたします。

また、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

(本件担当)

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

Tel : 03 (6257) 3095

Fax : 03 (3581) 2521